

福岡市屋外広告物【新】地域別規格基準一覧表

平成28年10月1日運用開始

地域区分		都心部・空港周辺地域	商業・沿道系地域	住居系地域	自然・低層住居系地域	空港地域	旧規格基準 全市一律	
地域	地域の特性と景観誘導の考え方	多様な機能や施設が集積する都心部の景観形成の考え方を踏まえ、現行の規格基準を基本としつつ、建物大型化への対応を図るとともに、歩行者の安全性の向上(全地域共通)を図った。	沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、建物大型化への対応を図ることとあわせ、屋上設置・地上設置・突出広告物の面積規格等を設定した。	住宅地が大半を占める中、スーパーなどの生活利便施設が立地する特性を踏まえ、広告物の面積規格等を設定した。	閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない規格を設定した。	空港運営上必要最低限の規模の広告物が掲出できるよう、建物大型化への対応と合わせ、広告物の面積規定等を設定した。	良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止の観点から、広告物等の適正な表示・設置を確保する。	
	対象区域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲(区域境の都市計画道路にあっては30mの範囲)及び福岡空港周辺	第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特定流通業務施設区域(※1)	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、沿道サービス施設指定路線(※2)	第一種低層住居専用地域、市街化調整区域(空港を除く)、小呂島、玄界島	空港敷地内	市内全域	
各地域共通		◇地上設置広告物、突出広告物の下が通行可能な場合には、広告物の下端の高さは、路面又は地盤面から2.5m以上とする。 ◇屋外広告物を表示、設置する際には、点字ブロック(視覚障がい者誘導用床材)との離隔を十分確保し、目の不自由な方が安全に通行することができるよう配慮する。					-	
規格	屋上設置 広告物	高さ	建物高さの2/3以下	建物高さの2/3以下	建物高さの1/2以下	建物高さの1/3以下	建物高さの2/3以下	
		地上から広告物上端までの高さ	51m	51m	51m	51m	51m	
		総面積	-	50㎡以内	20㎡以内	10㎡以内	50㎡以内	
	地上設置 広告物	高さ	30m以下	20m以下	10m以下	6m以下	20m以下	
		面積(1個あたり)	①高さ10m以下は50㎡以内 ②高さ30m以下は規格なし	50㎡以内	20㎡以内	10㎡以内	50㎡以内	
	壁面設置 広告物	広告板面積(1面あたり)	①壁面面積1,000㎡未満:壁面面積の1/3以内かつ50㎡以内 ②壁面面積1,000㎡以上:壁面面積の1/20以内	①壁面面積1,000㎡未満:壁面面積の1/3以内かつ50㎡以内 ②壁面面積1,000㎡以上:壁面面積の1/20以内	壁面面積の1/3以内かつ20㎡以内	壁面面積の1/3以内かつ10㎡以内	①壁面面積1,000㎡未満:壁面面積の1/3以内かつ50㎡以内 ②壁面面積1,000㎡以上:壁面面積の1/20以内	
		全ての広告物(1面あたり)	壁面面積の1/3以内	壁面面積の1/3以内	壁面面積の1/3以内	壁面面積の1/3以内	壁面面積の1/3以内	
	突出広告物	出幅	①建物壁面より1.5m以内 ②道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	①建物壁面より1.5m以内 ②道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	①建物壁面より1.5m以内 ②道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	①建物壁面より1.5m以内 ②道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	①建物壁面より1.5m以内 ②道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	道路境界線から0.8m以内(歩道上1.0m以内)
		地上から広告物下端までの高さ	道路:路面から4.5m以上(歩道上は2.5m以上) 民地内:2.5m以上	道路:路面から4.5m以上(歩道上は2.5m以上) 民地内:2.5m以上	道路:路面から4.5m以上(歩道上は2.5m以上) 民地内:2.5m以上	道路:路面から4.5m以上(歩道上は2.5m以上) 民地内:2.5m以上	道路:路面から4.5m以上(歩道上は2.5m以上) 民地内:2.5m以上	路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		面積(1個あたり)	20㎡以内	20㎡以内	10㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	-
発光可変表示式広告物(LEDビジョン等)		上記の規格かつ信号機がある交差点部(4車線)の30m範囲は地上10m以上	上記の規格かつ信号機がある交差点部(4車線)の30m範囲は地上10m以上	設置不可(公益等又は生活利便施設0.5㎡以内は除く)	設置不可(公益等又は生活利便施設0.5㎡以内は除く)	上記の規格かつ信号機がある交差点部(4車線)の30m範囲は地上10m以上	-	
福岡高速道路及び西九州自動車道の両側50m以内かつ路面より上の範囲の広告物		◇設置禁止。ただし、自家用広告物(LEDビジョン等は除く)で上記の規格内で許可を受けたものは設置可					-	

〈凡例〉赤文字:現行基準を緩和/青文字:現行基準を強化

※1 市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた区域。

※2 市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等の開発・建築許可を受けた場合に適用。